

# 中国ビジネス Q&A 越境ECを巡る問題点に関する仮説

**Q** 2016年4月8日の行郵税改革は越境ECに関する税制面のみならず、様々な法的問題に影響したとも聞きますが、その概要を教えてください。

**A** 2016年4月8日の行郵税改革は確かに越境ECに関する税制面に変化をもたらしましたが、必ずしもその影響に関して明確ではなく、新たな法整備が待たれる側面があります。しかし、不景気に喘ぐ中国経済にあつて、越境ECでの購買を含む個人消費は堅実な成長を続けており、日本企業の関心も強いところです。そこで、仮説の域を出ない部分もありますが、1つの参考としての見解を整理してみたいと思います。

## 1、行郵税とは何か

行郵税の誕生は知る限り1978年6月であり、改革開放(同年12月)より歴史が古いものです。「行」は中国人海外旅行者(外国人旅行者や中国人海外出張者も含みますが、本稿ではわかりやすさの観点より一貫してこの表現を用いることにします)の手荷物(行李物品)を、「郵」は国際郵送される商品(郵便物品)をそれぞれ意味します。この2つの類型に属する商品は一般に企業がビジネスのため輸入する「貿易属性を有する商品」ではなく、個人が自ら使用するために輸入する「非貿易属性を有する商品」であり、前者に課される輸入関税及び工商統一税(当時。以下同じ)をそのまま課するのは酷であり、徴税を管轄する税関としても一般的に低廉かつ多品目にわたる「非貿易属性を有する商品」について、いちいち手荷物検査や開封検査のうえHSコードを確認し、輸入関税及び工商統一税を課するのは費用対効果が悪いという理由で、法的本質は輸入関税及び工商統一税ではあるものの、両者を統合した簡便な計算方法で足る行郵税を考案したと思われる。このシステムは94年1月1日に工商統一税に替わり増値税(日本の消費税に相当)が登場し、奢侈税である消費税が登場した後、その法的本質を輸入関税、輸入段階増値税及び消費税を統合するものに換えて引継がれました。

## 2、行郵税改革の目的と内容

2016年4月8日に施行された行郵税改革は次の表のとおり行郵税の税率アップを内実としています。その理由ですが、行郵税は輸入関税、増値税及び消費税の法的本質を有するものの、「非貿易属性を有する商品」、具体的には中国人海外旅行者の手荷物や海外に居住する友人から国際郵送される商品について簡便な計算方法で足り、しかも非貿易属性であることへの配慮から、相対的に低廉な税負担でよいとの政策判断がありました。近時、このシステムを逆手にとって大量の「貿易属性を有する商品」を行郵税負担前提で輸入する業者が激増し、結果として真面目にB2B文脈で完全な輸入関税、増値税及び消費税を納税して輸入する業者と貿易条件において不均衡、不公平が生じる異常事態を生じていました。そこで、財政部が政策を主導し、行郵税の税率アップでこの不均衡、不公平を解消しようとしたのです(中国人海外旅行者の手荷物に関して、中国の居住者の輸入免税額5,000人民元(現在の1人民元≒15円を前提とすると7万5,000円)、非居住者2,000人民元(3万円)

税改正前			税改正後		
税目	適用商品品目	税率	税目	適用商品品目	税率
1	食品、飲料、書籍・刊行物、映画フィルム、録音・録画テープ、金銀製品、コンピュータ、ビデオカメラ、カメラ等の情報製品	10%	1	書籍雑誌・刊行物・教育用視聴覚素材、コンピュータ・再生録画一体型機・デジタルカメラ等のIT製品、食品・飲料、金銀、家具、玩具、ゲーム、祝日その他の娯楽用品	15%
2	繊維品、テレビ撮影機材、その他の電気機器、自転車、腕時計、時計並びにその付帯品及び付属品	20%	2	スポーツ用品(ゴルフボール及びゴルフ用品を含まない)・釣り用品、繊維品及びその製品、テレビ撮影機材及びその他の電気機器用品、自転車、税目1及び3に含まれないその他の商品	30%
3	ゴルフボール及びゴルフ用品、高級腕時計等	30%	3	たばこ・酒、貴重装飾品及び宝石、ゴルフボール及びゴルフ用品、高級腕時計、化粧品	60%
4	たばこ、酒、化粧品	50%			

の枠内で免税とするなど、免税枠に関する既存の制度に変更はありません。なお、財政部の公式説明にご興味のある方は[http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201603/t20160324\\_1922972.html](http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201603/t20160324_1922972.html)を参照ください。

## 3、クロスボーダー電子商取引に関する課税(その1)

16年4月8日の行郵税改革は行郵税そのものの税率アップを図る改正を実施する一方で、13年9月の自由貿易試験区誕生を契機に、実験的に行郵税課税を行ってきたクロスボーダー電子商取引(越境EC)に関する税制も改正しました。具体的には次の条件を満たす場合、越境ECには簡易計算で済む行郵税ではなく、軽減税率(1回の取引額が2,000人民元[3万円]、1暦年の取引累計額が2万人民元[30万円]を超えない場合、「非貿易属性を有する商品」とみなし、暫定的措置として輸入関税はゼロ、輸入段階増値税と消費税は70%にするという軽減税率)こそ設けたものの、輸入関税、輸入段階増値税及び消費税を課税することにしたのです。

(要件)

(1) 「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」に該当するB2C商品であること。

かつ、

(2) 次のいずれかに該当すること(以下「2つの定義」といいます)。

① 税関とネットワーク接続する電子商取引の取引プラットフォームを通じて取引され、取引、支払い及び物流に係る電子情報の「3書類」照合を実現することのできるすべてのクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

② 税関とネットワーク接続する電子商取引の取引プラットフォームを通じないで取引するけれども、速配又は郵政企業が取引、支払い、物流等の電子情報を統一して提供することができ、かつ、相応す

弁護士法人キャスト  
 弁護士・税理士 村尾龍雄

る法律責任を負う旨を承諾して入境するクロスボーダー電子商取引  
 小売輸入商品

「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」とは次の2つをいい、その邦訳や行郵税改革に関する関係法令は <http://www.cast-china.biz/downloads/201605/lawlist.html> で自由に見ることができますので、参照してみてください。

(1)「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストを公表することに関する公告」(財政部、発展改革委員会、工業及び情報化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、絶滅のおそれのある種の輸出入管理弁公室、暗号局 2016年4月6日発布。2016年第40号)

(2)「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト(第2期)を公表することに関する公告」(財政部、発展改革委員会、工業及び情報化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、絶滅のおそれのある種の輸出入管理弁公室、暗号局 2016年4月15日発布。2016年第47号)

#### 4、クロスボーダー電子商取引に関する課税(その2)

越境 EC に関する主要法令である「クロスボーダー電子商取引小売輸入租税政策に関する財政部、税関総署及び国家税務総局の通知」(財政部、税関総署、国家税務総局 16年3月24日発布、同年4月8日施行。財関税[2016]18号)の2では「クロスボーダー電子商取引小売輸入に該当しない個人物品及び取引、支払い、物流等の電子情報を提供するすべのないクロスボーダー電子商取引小売輸入商品については、現行の規定に従い執行する」として、「取引、支払い、物流等の電子情報を提供するすべのないクロスボーダー電子商取引小売輸入商品」(つまり、2つの定義のどちらにも該当しないもの)を「クロスボーダー電子商取引小売輸入に該当しない個人物品」と同様に「現行の規定」、すなわち行郵税対象とします。その理由はおそらく単純であって、2つの定義に該当する場合、ネットワークシステムにより一瞬で HS コードの判別がつかますから、貿易における不均衡、不公平解消の目的で行郵税ではなく、輸入関税、輸入段階増値税及び消費税の対象にできる技術的な基礎があるのに対して、2つの定義に該当しなければ、それが技術的に不可能となるので、簡易計算を本質とする行郵税によらざるを得ないということでしょう。

もっとも、多数の政府行政機関が知恵を出し合って作った「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」は性質上 B2C 商品とするのにふさわしい(それが軽減税率の付与を図る政策的理由であると思われます)商品群を列挙したものだと思われ、2つの定義に該当しても、当該リストからはずれるものは性質上 B2B 商品として完全な(軽減税率のない)輸入関税、輸入段階増値税及び消費税の対象とされるのではないかと、との仮説が生じます。まして、2つの定義からはずれ、しかも当該リストからはずれるものは一層そのように取扱われるだろうと思われ(もっとも、政府

行政機関に対するインタビューによると、当該リストからはずれる薬品について、日本のドラッグストアで販売するような家庭用常備薬を2つの定義からはずれる外国のネットで購入して、国際郵便で郵送してきた場合、実務的には行郵税対象として取扱うことがあるかもしれないということでした。しかし、これは法的なお話ではなく、あくまで実務的対応に関する1つの示唆にすぎません。こうして、「取引、支払い、物流等の電子情報を提供するすべのないクロスボーダー電子商取引小売輸入商品」とは、2つの定義からはずれるけれども、当該リストに該当する商品を対象とする場合に限定解釈されるべきとの仮説が生まれます。

#### 5、食品、保健食品、化粧品及び薬品の越境 EC に伴う日本メーカーの中国法に基づく法的義務

「食品安全管理法」第94条第1項は「境外」(大陸外の意味で、香港、マカオ、台湾を含みます)の生産企業である日本メーカーが GB 遵守及び中国語のラベル表示の法的義務を負うことを明示します。このように国民の生命、健康の安全にかかわる食品、保健食品、化粧品及び薬品には当該義務のほか、食品薬品監督管理総局への届出などを行う法的義務があると規定されます。越境 EC の課税が行郵税であった 16年4月7日以前には越境 EC の対象商品は常に中国人海外旅行者が持込む手荷物などと同様、「非貿易性を有する商品」として「貿易性を有する商品」と区別され、当該法的義務を厳格に履行する必要がないと理解する風潮が支配的でしたが、越境 EC の課税が軽減税率こそあるものの、一般貿易同様に輸入関税、輸入段階増値税及び消費税とされた現在、従前の理解と異なり、別途法改正により規制緩和が図られない限り、当該法的義務の厳格な履行が求められると理解するのが安全でしょう。現在 17年5月11日まで税関及び品質監督検査検疫総局はその管轄事項に関する取締りをベンディングとする旨の暫定的規制緩和措置を公表しましたが、当該期限後に備えて法令遵守を強化する意識を高めるのが妥当といえそうです。

第94条 境外の輸出業者、境外の生産企業は、我が国に向けて輸出する食品、食品添加剤及び食品関連製品がこの法律、並びに我が国のその他の関係する法律及び行政法規の規定並びに食品安全国家標準の要求に適合することを保証し、かつ、ラベル及び説明書の内容に対し責任を負わなければならない。

第97条 輸入する事前包装食品及び食品添加剤には、中国語のラベルを有しなければならない。法により説明書を有しなければならない場合には、更に中国語の説明書を有しなければならない。ラベル及び説明書は、この法律、並びに我が国のその他の関係する法律及び行政法規の規定並びに食品安全国家標準の要求に適合し、かつ、食品の原産地並びに境内代理業者の名称、住所及び連絡方式が記載されていなければならない。事前包装食品に中国語のラベル若しくは中国語の説明書がなく、又はラベル若しくは説明書がこの条の規定に適合しない場合には、輸入してはならない。